

報道関係者 各位

令和7年11月14日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室長 金丸 浩也

室長補佐 金安 申一

TEL : 025-288-3504

新潟県特定最低賃金の改正について

新潟労働局長(局長：福岡洋志)は、令和7年度、新潟県特定最低賃金の一部について、下記1のとおり、現行最低賃金額を引き上げることとして官報に公示しました。

なお、下記2及び3の新潟県特定最低賃金については、令和7年度では改正が行われませんでした。

記

- 1 **新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金**の改正について、新潟労働局長は、同最低賃金を現行の時間額から38円引上げ、時間額1,053円に改正することを決定し、本年11月14日に官報公示しました。

【改正額】

○時間額 1,053円(現行1,015円) ○引上額 38円(引上率3.74%)

効力発生日は本年12月14日からとなります。

- 2 新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、新潟労働局長は、新潟地方最低賃金審議会における改正決定の必要性がない旨の答申を受け、令和7年度は最低賃金額の改正を行いませんでした。

【現在の特定最低賃金額】

○時間額 1,005円(効力発生日：令和5年12月27日)

※但し、令和7年度の改正後の新潟県最低賃金額(1,050円)が、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額を上回ったことから、令和7年10月2日から新潟県最低賃金額の1,050円が適用されています。

- 3 新潟県各種商品小売業最低賃金について、新潟労働局長は、新潟地方最低賃金審議会における改正決定の必要性がない旨の答申を受け、令和7年度は最低賃金額の改正を行いませんでした。

【現在の特定最低賃金額】

○時間額 932円（効力発生日：令和5年12月30日）

※但し、令和7年度の改正後の新潟県最低賃金額（1,050円）が、新潟県各種商品小売業最低賃金額を上回ったことから、令和7年10月2日から新潟県最低賃金額の1,050円が適用されています。

4 新潟労働局では、今後、関係機関の協力の下、市町村広報誌等への掲載やポスターの掲示等を通じて、改正された特定最低賃金の周知を図ってまいります。

5 過去の推移については、別添1、別添2及び別添3を参照願います。

（最低賃金について）

○最低賃金は、公益・労働者・使用者の各代表委員からなる審議会の審議・答申を経て改正決定されています。

○最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定されます。

ただし、次の賃金は対象になりません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

③時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）

④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

時間外労働（早出・残業）、深夜労働（22～5時）、休日労働（週1日の法定休日）には、それぞれ所定の割増賃金の支払が必要です。

○月給制の場合（上記以外の月ぎめ手当を含む）には、『(月給額×12か月)÷年間総所定労働時間≧最低賃金額』の計算式によって比較した最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。

○派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。

（参考：新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業について）

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（電球製造業及び電気計測器製造業を除く）の事業場で働く労働者に適用されるものです。ただし、次に掲げる者は除かれます。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具若しくは電子部品・デバイス部品の組立て又は加工業務

ハ 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務

ニ 運搬（動力によるものを除く。）、用務員、賄いの業務

（参考：新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について）

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金は、「自動車（新車）小売業」、「自動車部分品・附属品小売業」の事業場で働く労働者に適用されるものです。ただし、次に掲げる者は除かれます。

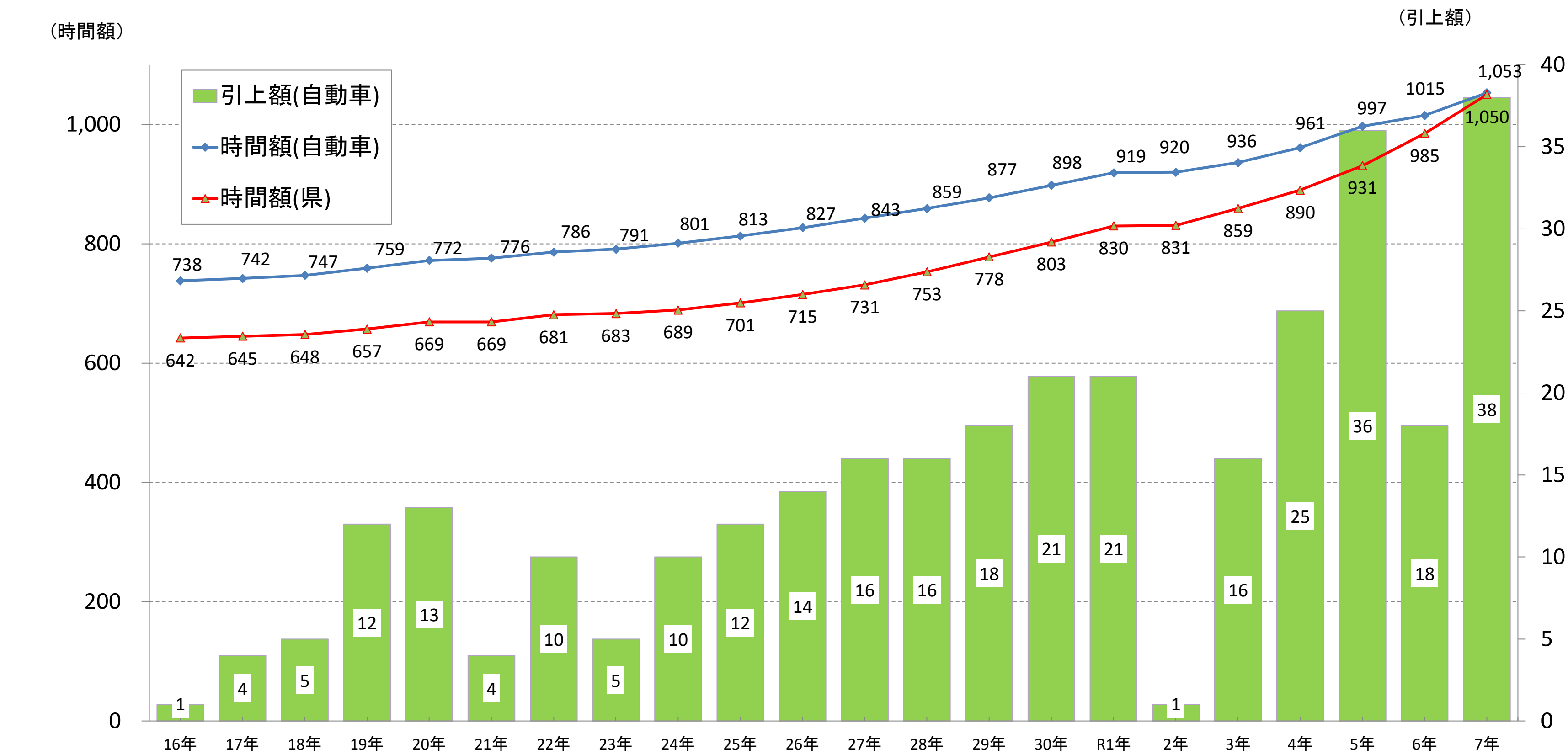
- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

（参考：新潟県各種商品小売業最低賃金について）

新潟県各種商品小売業最低賃金は、「各種商品小売業」の事業場で働く労働者に適用されるものです。ただし、次に掲げる者は除かれます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金額の推移
（平成16年～令和7年）

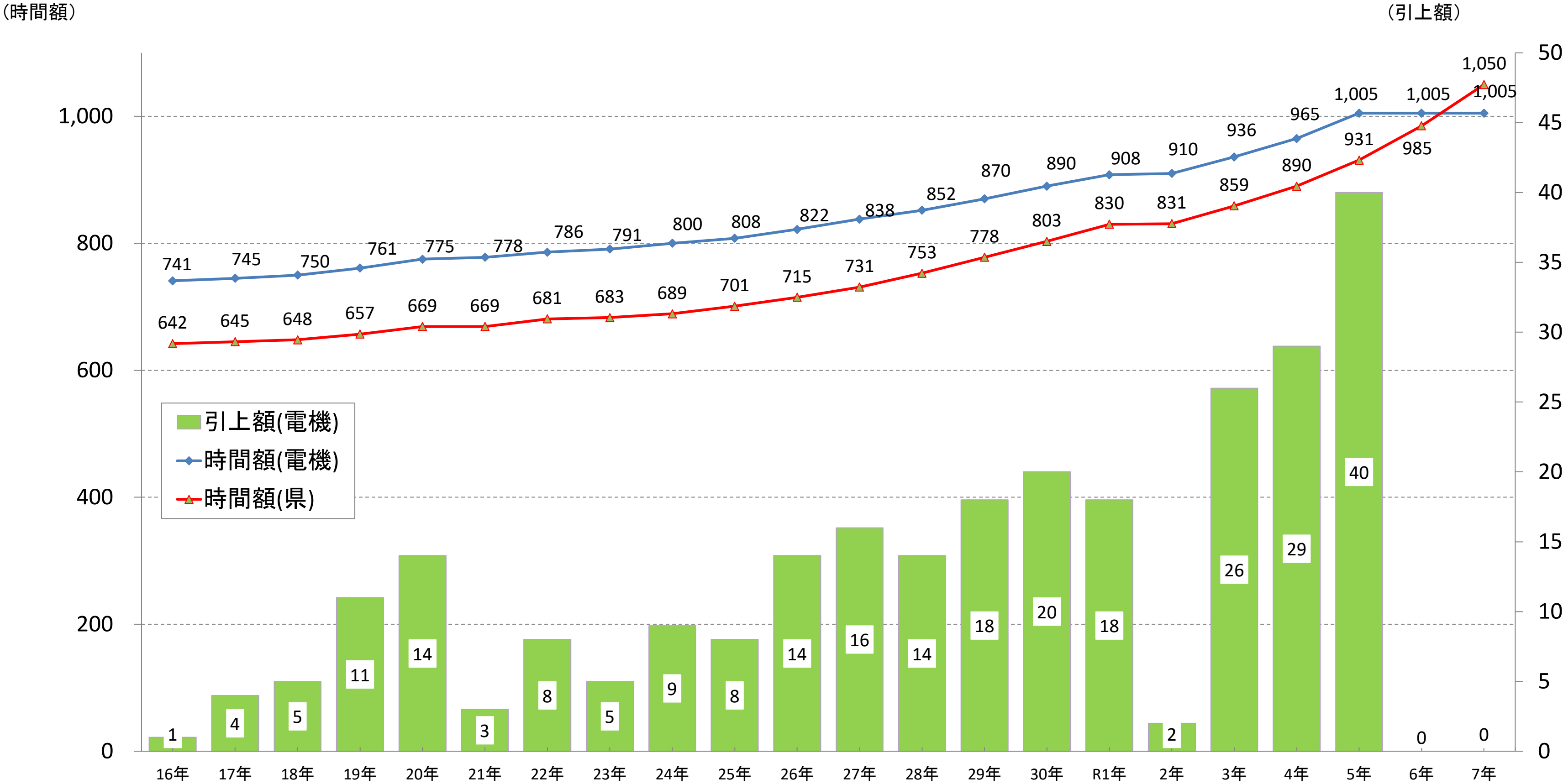


第1表

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
時間額(自動車)	738	742	747	759	772	776	786	791	801	813	827	843	859	877	898	919	920	936	961	997	1015	1,053
引上額(自動車)	1	4	5	12	13	4	10	5	10	12	14	16	16	18	21	21	1	16	25	36	18	38
引上率(%)	0.14	0.54	0.67	1.61	1.71	0.52	1.29	0.64	1.26	1.50	1.72	1.93	1.90	2.10	2.39	2.34	0.11	1.74	2.67	3.75	1.81	3.74
時間額(県)	642	645	648	657	669	669	681	683	689	701	715	731	753	778	803	830	831	859	890	931	985	1,050

別添1

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金額の推移



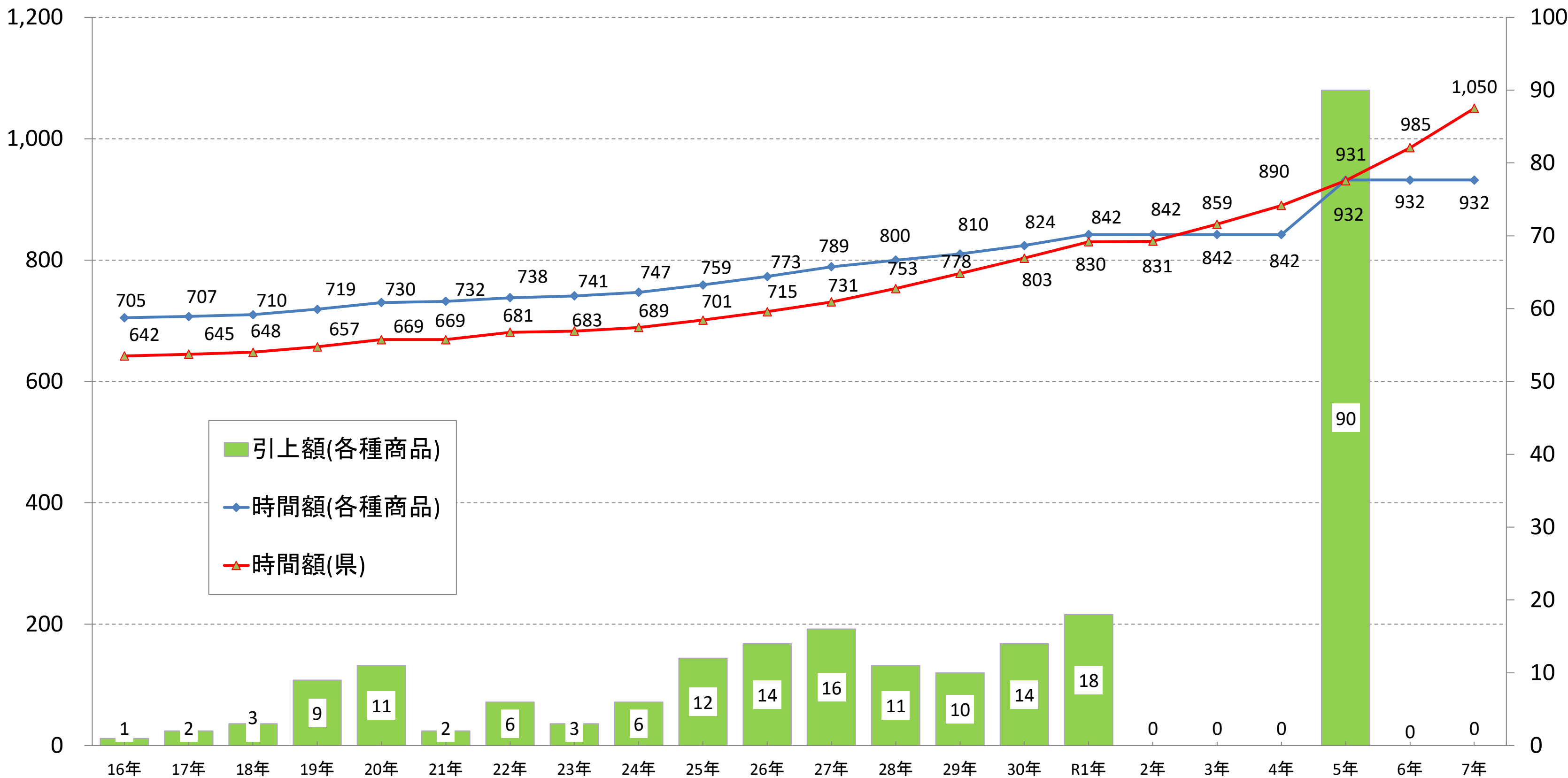
第1表

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
時間額(電機)	741	745	750	761	775	778	786	791	800	808	822	838	852	870	890	908	910	936	965	1,005	1,005	1,005
引上額(電機)	1	4	5	11	14	3	8	5	9	8	14	16	14	18	20	18	2	26	29	40	0	0
引上率(%)	0.14	0.54	0.67	1.47	1.84	0.39	1.03	0.64	1.14	1.00	1.73	1.95	1.67	2.11	2.30	2.02	0.22	2.86	3.10	4.15	0.00	0.00
改正なし 改正なし																						
時間額(県)	642	645	648	657	669	669	681	683	689	701	715	731	753	778	803	830	831	859	890	931	985	1,050

各種商品小売業最低賃金額の推移
(平成16年～令和7年)

(時間額)

(引上額)



第1表

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
時間額(各種商品)	705	707	710	719	730	732	738	741	747	759	773	789	800	810	824	842	842	842	842	932	932	932
引上額(各種商品)	1	2	3	9	11	2	6	3	6	12	14	16	11	10	14	18	0	0	0	90	0	0
引上率(%)	0.14	0.28	0.42	1.27	1.53	0.27	0.82	0.41	0.81	1.61	1.84	2.07	1.39	1.25	1.73	2.18	0.00	0.00	0.00	10.69	0.00	0.00
改正なし																	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし
時間額(県)	642	645	648	657	669	669	681	683	689	701	715	731	753	778	803	830	831	859	890	931	985	1,050

別添3